

民主党、朝日など大新聞が推進した 人権侵害の国民総背番号制が稼働

生活者のみならず中小企業にも重荷の個人番号制

国民のコンセンサスもないのに、2016年1月から、国民総背番号制度である個人番号（通称でマイナンバー／私の背番号）制が稼働する。これに先立ち、この10月から、12ケタの個人番号が各世帯に配付される。まさに「現代版赤紙」の配付をほうふつさせる。各人に付された番号は、生涯不変で入れ墨に等しい。いよいよ、民主党や朝日などの大新聞が旗振りをし、国民に囚人番号を振りデータ監視する、おぞましい「監視国家」が産声を上げる。

まず、給与所得者は、勤務先に、自分の個人番号のみならず、扶養家族全員の個人番号を提供するように求められる。これにより、民間企業は、税務や社会保険事務にかかわるかたちで、従業者等やその扶養家族、取引者の個人番号（マイナンバー）やマイナンバー付き個人情報（特定個人情報）の取扱に協力させられることになる。

このように、400万超の民間企業（うち中小企業は9割超）が、軽く1億を超える個人番号や特定個人情報を取り扱うということで、民間企業には厳正な安全管理義務が課される。民間企業ということから、株式会社や合同会社、医療法人、宗教法人、学校法人などさまざまな法人に加え、医師、弁護士、税理士、居酒屋、

八百屋、レストランなど、さまざまな自営業者、個人事業者なども受忍義務を負う。このことから、基本的には例外なく、安全管理措置を講じるように求められる。

ところが、この段階にいたっても、どんな準備をしたらよいのかわからない、といった会社経営者や自営業者が大半だ。ITハイエナ企業は「今が商機」と見てか、市場規模2～3兆円のマイナンバー対応ソフトの売り込みに必死である。政産官学が結託してマスターキー方式の危ない番号制度を導入した。そのそもその理由は、「危ないほど、大型の公共工事になり、儲かる」であろう。まさに「動機が不純」といえる。

中小会社や個人事業者は、「マイナンバー対応ソフト」など高価な商品やサービスを購入する余裕はない。個人番号は、公開して使われるが、税と社会保障といった法定目的以外では口外は禁止だ。しかし、生業に多忙な中小企業は、マイナンバーの安全管理などに多大な時間を割く余裕はない。

生涯不変、汎用の個人番号は、パスワードを頻繁に変えてハッカーなどに対応する時代には合わない。民間企業にばら撒かれた国民の個人番号の拡散、悪用は時間の問題かも知れない。

改正共通番号法、さらには戦争法案の成立で、憲法9条、13条は風前の灯火である。政治、マスメディアが腐ってしまったこの国は、どこへ向かおうとしているのであろうか？

◆ 主な記事 ◆

- ・ 巻頭言～人権侵害の国民総背番号制が稼働
- ・ 個人番号カードを使った消費税還付案のカラクリ
- ・ オーストラリアの番号制度
- ・ マイナンバー制をグローバルに点検する
- ・ オーストラリアの二階建ての年金制度

2015年10月30日

PIJ代表 石村 耕治

石村耕治PIJ代表に辻村PIJ副代表が聞く

財務省の個人番号カードを使った消費税還付案のカラクリ

— 消費税増税で、正体不明の飲食料品へ消費税「還付」案 —

対 論

話し手 石村耕治（PIJ代表）

聞き手 辻村祥造（PIJ副代表）

戦

争法案、預貯金の個人番号（マンナンバー）管理を主眼とする改正共通番号法が成立した。その途端に、財務省は、2017（平成29）年4月1日から消費税率10%への引上げに伴う逆進性解消対策として、「日本型軽減税率制度」構想を公表した。

この構想、一言でいえば、飲食料品には8%の軽減税率を適用するが、店頭では10%を支払い、後に「領収証（レシート）額を基に一定額、あるいは2%相当の消費税額を還付する制度」である。「消費税のレシート還付制度」ともいえる仕組みである。

わが国では現在、帳簿方式の消費税（VAT、GST）を採用している。標準税率に加え、軽減税率を採用し、複数の税率にすると、現在の帳簿方式では事務手続が煩雑になる。対応策として、諸外国が一般に採用するタックスインボイス方式（税額票交付方式）への転換も一案である。

税額票交付方式では複数税率への対応は容易である。だが、今から税額計算方式の変更を全事業者に普及させるには大変で、実現にはかなりの時間が必要となる。そこで、財務省は「消費税額の還付」案を提案。財務省は、これを「日本型」と称しているのだが、これは、裏返

すと「国際的には通用しない仕組み、ということではないか。

「現金領収書（レシート）税控除／還付制度」は、お隣の韓国で採用している。財務省の消費税額還付案は、この韓国の制度のパクリに近い。だが、韓国の「現金領収書（レシート）税控除／還付制度」は、現金取引中心の事業者の「所得把握」が本来の目的だ。消費税の還付が狙いではない。事実、韓国ではタックスインボイス方式（税額票交付方式）を採用している。ということは、財務省の消費税のレシート還付案の本音は、低所得者保護などではなく、事業者の「監視」にあるのは明らかだ。

財務省案は、モノを購入する時点で税率が低くなっておらず、消費者には「痛税感」が強く、賛成する声は少ない。それに、標準税率が15%、20%と引き上げられた場合に、消費者に店頭で飲食料品にこうした高い税率での税負担を強いるのは、世界の類を見ない愚策以外の何物でもない。

財務省の「消費税のレシート還付制度」案のカラクリについて、石村耕治PIJ代表に、辻村祥造PIJ副代表が聞いた。

（CNNニュース編集部）

◆ 標準税率10%で、「8%」とは軽減税率といえるのか

（辻村）マスコミは、標準税率10%で、財務省が決めた「8%」があたかも軽減税率であるかのように報道しています。しかし、多くの諸国で

は、軽減税率は「5%、以下が常識です。マスコミは、財務省や自公民の「8%＝軽減税率」案を吟味することなく流布し、消費者を「洗脳」しているのではないのでしょうか？

（石村）私もそう思います。「そもそも8%がどうして軽減税率といえるのか？」、そもそも論か

ら議論する必要があります。

笑いです。

◆ 「軽減税率」の他に「ゼロ税率」適用というアイデアもある

（辻村）それから、オーストラリアのように、基礎的な飲食料品には、「ゼロ税率」を適用している国もありますから・・・。

（石村）そうですね。オーストラリアでは、消費者は、野菜とか飲料水など基礎的な飲食料品の購入の際に消費税（GST）がかからないばかりか、店舗で販売する事業者は、仕入にかかった消費税を還付してもらうことができますからね。

（辻村）イギリスも、基礎的な飲食料品にはゼロ税率を採用しているはずですね。

（石村）そうです。一部物品には軽減税率も採用していますが、5%です。

【図表1】イギリスやオーストラリアの
基礎的な飲食料品へ逆進対策

標準税率	ゼロ税率 （0%課税）	非課税取引	軽減税率
オーストラリア 10%	・輸出・社会 保険医療・基礎的な飲食料 品・その他	・金融取引 ・居住用住宅の貸付け ・その他	なし
イギリス 20%	・輸出・基礎的な飲食料 品・書籍・新聞・処方薬など	・土地建物の譲渡／貸付け ・金融サービス・保険医療 など	5% ・家庭用燃料／電力供給など

（辻村）税額票方式は、中小事業者には負担が重いといえます。しかし、8%の軽減税率も、消費者への負担は重いわけです。世界的にみても、こんな高い軽減税率を実施している国はないわけです。

（石村）そうですね。ゼロ税率だと、消費者が物品やサービス購入時にゼロ%で課税されるが、実質的な負担はないわけです。一方、売る側の事業者も、課税取引になるから、仕入にかかった消費税額を控除、場合によっては還付を受けることができます。

（辻村）国会議員が、血税を使って、頻繁に、イギリスなどへ視察旅行に行って消費税（VAT）の実態調査をしています。で、「複数税率は複雑で大変だ」といった感想をいうのはいいのですが。肝心の「イギリスでは、基礎的な飲食料品には、軽減税率ではなく、ゼロ税率を採用している」という点がまったく理解できていないのはお

◆ ゼロ税率の封印に成功した財政当局

（石村）財務省に洗脳され、「軽減税率」と「ゼロ税率」の違いがよく分かっていないのかも知れませんね。あるいは、違いが分かっている、あえて触れないでいるのかも知れませんね。仮に後者であるとする、相当「悪質」という批判が出てくる可能性もありますね。

（辻村）大半の税理士とか税の実務家も分かっているのではないのでしょうか？

（石村）消費税の導入時に、ゼロ税率の議論はまったく行われませんでした。で、当局は、ゼロ税率を「輸出免税」という枠に囲い込み、議論をさせなかったということでしょうから・・・。

（辻村）税理士など税の専門家も騙されていたともいえますね。いわば、3%税率での導入段階で、財政当局は「生活必需品やサービスは、政策的に非課税」とする議論に誘導することで、「生活必需品やサービスへのゼロ税率適用の議論を封じること成功した」ということでしょうね。

（石村）そうともいえます。辻村副代表も、最近、オーストラリアへ行って調べてはじて、基礎的な飲食料品は、非課税や軽減税率ではなく、ゼロ税率が適用になっていることがわかったのではないのでしょうか？

（辻村）ですから、まず、「8%が軽減税率といえるのかどうか？」、それから「なぜゼロ税率ではなく、軽減税率なのか」といった、そもそも論、入口から検討し直す必要があるのではないかと思います。

（石村）「ゼロ税率では歳入損が大きいから日本には似合わない」と言って変に納得している人もいましたが。こうした人たちも「財政当局の洗脳を受けた人たち」といえるのかも知れませんね。本質的な議論を忘れて、変に税金を取る連中に同情してしまう・・・。しかし、輸出取引の多い大企業へ毎年8,000億～1兆円にも及ぶ輸出免税／ゼロ税率の適用により巨額の消費税の還付をしている事実を重く受けとめる必要があります。

（辻村）税率が5%～8%、そして10%になると、トヨタとか輸出型の大企業には、ますます巨額の税額還付が行われてきますね。

（石村）ですから、むしろ、政策的には、輸出免税／ゼロ税率の適用に制限を設けるべきでしょう。

（辻村）その分を、基礎的な飲食料品などへの国

内ゼロ税率適用による税収損の穴埋めに使うわけですね。

(石村) そうです。外国子会社からの受取配当金に対する損金算入率の制限措置(95%)などの例を参考とし、輸出免税/ゼロ税率適用による消費税の還付を、例えば50%に制限するのも一案です。これで、5,000億円くらいは軽く捻出できるでしょう。

(辻村) この財源を、基礎的な飲食料品へのゼロ税率適用による税収減の穴埋めに充当することにするわけですね。

(石村) そうです。

(辻村) 今回、石村代表らとオーストラリアへの税制視察研修に行って、私は、「催眠術」からさめたような気がします。基礎的な飲食料品などに対し、軽減税率ではなく、ゼロ税率を適用するという考えがありませんでしたからね。

(石村) ちなみに、ECの付加価値税(VAT)指令では、飲食料品に対するゼロ税率の適用は盛り込んでいません。軽減税率一辺倒です。それでも、指令では、標準税率15%以上で、【食料品、水道水、新聞、雑誌、書籍、医薬品、旅客運送など】は軽減税率は5%としています。フランス(標準税率20%、軽減税率【基礎的な飲食料品】5.5%、【新聞、雑誌、医薬品等】2.1%)。それからドイツ(標準税率19%、軽減税率7%)です。わが財務省がいう、標準税率10%で、軽減税率8%は、国際水準から見ても高すぎます。

◆ ゼロ税率、軽減税率からさらに後退した「消費税還付」案

(辻村) 消費税が二ケタの諸外国では、物品やサービスごとに税率や税額を書いて発行するタックスインボイス(税額票)を使い、基礎的な飲食料品などへの税率を低くしたり、ゼロ%で課税する方式を採用しています。ただ、わが国では、こうした税額票を導入すると、小規模事業者のテマが増える、あるいは、税額票を発行することを望まない小規模事業者が取引から排除されるという主張があります。そこで、財務省は、消費者が店頭では10%分の消費税を負担し、その後、課税庁に一定額(年間1人4,000円)の還付を求める「消費税還付」の仕組みを提案したといわれています。

(石村) この仕組みでは、最終消費者は、課税物

品やサービスの購入段階では、基礎的な飲食料品(レストラン等での外食も含む方向。)の購入を含め10%の消費税を負担する。つまり、店頭では10%分の消費税を負担し、その後、課税庁に一定額(年間1人4,000円)の還付を求める仕組みです。店頭では、消費者が自己の個人番号カードを使用した場合に限り、領収書(レシート)に8%相当の飲食料品の購入額の軽減ポイントを記載するという。溜まった還付ポイントは国税庁の還付ポイントサーバーに蓄積し、PCやスマホ、郵便局などに設置した還付機器から還付申請をすれば、事前の個人番号(マイナンバー)管理を望んだ金融口座などに振り込む仕組みを想定しているようです。

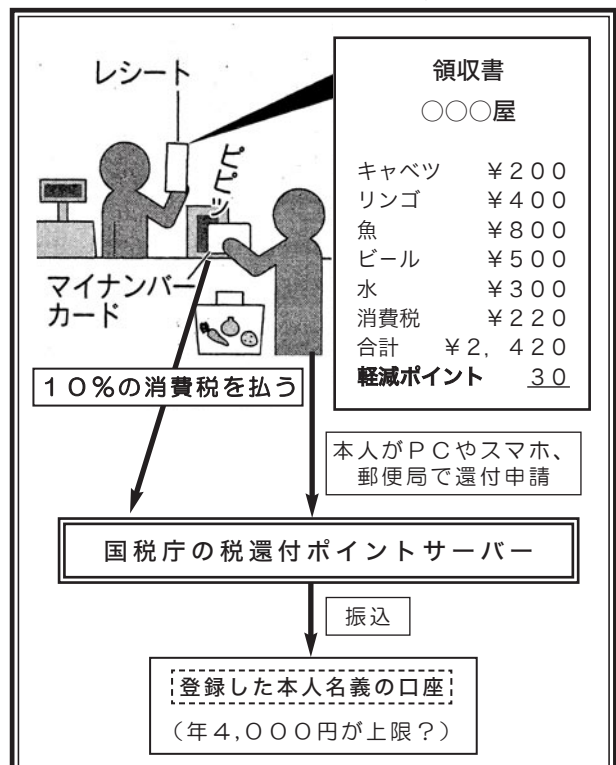
(辻村) こんな、1人に4000円配る方が効率的なのは、小学生でも分かることですよ。カード悪用の危険など「百害あって一利なし」。

(石村) 個人番号カードを持たせるのが狙いで、時代劇に出てくる悪代官の悪巧み・・・そのものですね。

◆ 財務省の「消費税還付」案のカラクリ

(辻村) とにかく、財務省の個人番号カードを使った「消費税還付」案は、「個人番号カードを取

【図表2】消費税のレシート還付制度のイメージ
《日経15年9月10日朝刊参照の上作成》



得しない人は消費者ではない」といったスタンスです。

（石村）カード取得を半ば強制するような提案ですね。

（辻村）自分の身元（氏名／住所／生年月日）だけでなく、生涯利用を強制される背番号（マイナンバー）も記載されたカードを持ち歩かせる危険な構想です。

（石村）まあ、実質「国民登録証」である個人番号カードを常時携帯する癖を付けさせるという魂胆がありありの提案ですね。

（辻村）そもそも、マイナンバーとかソフトな表現で、国民の人格権を公有化する共通番号構想を役人と結託してすすめたのは民主党ですから。こんな連中には二度と政権に戻ってきて欲しくないとう選挙民は多いと思います。

（石村）憲法違反のツール導入を推し進めた民主党の連中は、沈黙していますが・・・。

◆ 「個人番号カード」から「専用カード・携帯電話」へ迂回作戦

（辻村）個人番号カードを活用した「消費税還付」案に反発がでくると、今度は、専用のカードあるいは携帯電話を活用した「消費税還付」案を出してきましたが・・・。

（石村）財務省は、次々と「奇妙な案」を出しますが、これにはモデルがあります。

（辻村）モデルは、韓国ではないですか？

（石村）そうです。ここまできると、完全に韓国の制度のパクリですね。

（辻村）確かに「日本型」というのは怪しく、むしろ一部韓国の「現金領収書（レシート）税控除／還付制度」を真似た仕組みのように見えますね。

【後記資料参照】）

（石村）東京オリンピックのエンブレム問題と同じで、何が「日本型」なのか？大きな疑問符がついてしまいますね。

◆ 「消費税還付案」は、消費税制とは「別物」では？

（辻村）こうした給付式の制度は、消費税の軽減税率とは「別物」のように

感じるのですが？

（石村）仰せのとおりです。消費税法では、消費者は担税者（税の負担者）であるのが原則です。個人輸入など例外的な場合を除き一般に、消費者は納税義務者ではありません。レシート還付のような「消費税の還付」案は、消費税の担税者である消費者は、法的にどのような所在なのかもはっきりしませんね。

（辻村）納税義務者である事業者が法令の定めるところを超えて納めた税額を還付してもらえるのは当然です。しかし、担税者が、税の還付の請求ができるということを正当化できる消費税法上の明確な法理論構成が求められますよね。

（石村）韓国と同じで、「消費税の還付」案は、所得税上の制度、あるいは生活支援金のような給付金の類ではないかと思います。現行消費税法上、消費者に還付請求権を与えたら、財政当局もえらいことになるのではないかと思います。

（辻村）財務省の消費税のレシート還付案に対しては、単一税率、帳簿方式を維持し、複雑な軽減税率の導入を避けることができるとの肯定的な評価もあるのではないかと思います。しかし。ある物品が、10%対象か8%対象かといった軽減税率区分（線引き）の問題は依然として残ると思います。

（石村）消費税のレシート還付案では、消費者は、対象品目の線引きに疑問を感じるとしてもクレームを言う機会を与えられないまま、機械的に算定された還付額だけを口座に振り込まれることになりかねません。これでは「開かれた政府」の理念と抵触します。

【図表3】消費税10%引上げ時の逆進対策の「奇案」の数々（15年10月時点）

	軽減／ ゼロ税率	財務省案①	財務省案②	財務省案②
骨子	低税率、ゼロ税率で店頭購入する。	10%税率で店頭購入し、その後2%分を還付	カードを提示し、10%で店頭購入し、その後一定額または2%分を還付	8%税率で店頭購入する。
対象品目等	基礎的な飲食料品や生活必需品サービス等	酒類を除く飲食料品	酒類を除く飲食料品	酒類と外食を除く基礎的な飲食料品
税額計算	タックスインボイス（税額票）方式	帳簿方式	帳簿方式	簡易なインボイス（請求書）方式
消費者の重荷	なし	購入時の痛税感が重い。購入時、還付手続が煩雑	購入時の痛税感が重い。購入時、還付手続が煩雑	なし

(辻村) 加えて、憲法が保障する租税法律主義から派生する「手続的保障原則」にも抵触するのではないかと思います。

◆ 税率15%、20%になったら「還付案」は機能しない

(石村) それに、長期的な展望を含め、税率が15%、20%と引き上げられることも織り込んで考える必要があります。

(辻村) 消費者／担税者が店頭で高額な税込額をいったん負担し、煩雑な還付手続を踏まなければ自分が負担した税金を返してもらえない消費税の還付案は、税率が上がるに従い、消費者／担税者の購買意欲の減退、蓄積された消費者情報の目的外利用拡大への危惧など将来に禍根を残すことが危惧されますね。

(石村) ですから、財務省の消費税還付案には、将来的な展望が見えてこないわけです。

(辻村) 15%、20%の税率になって、高級車を買うのと、野菜を買うのと、店頭で税率は同じ・・・では、庶民は黙っていないでしょうけど。

(石村) 私も、そう思います。それに、この消費税の還付案は、個人番号カードを頻繁に使わせようという魂胆が見え隠れしています。

(辻村) その後、財務省は、韓国の例と同じように、暗証番号を記載した専用プラスチックカード（現金領収書カード／tax save card）とか、携帯電話番号を使うとかで「煙に巻く」戦術を前面に打ち出していますが・・・。

(石村) これも、韓国のパクリです。

(辻村) いずれにしろ、基礎的な個人情報や生涯不変の個人番号まで記載したカードを頻繁に使わせる政策は、紛失、悪用、なりすましなどの危険性が余りにも高いですね。それに、事務が煩雑、とりわけ高齢化社会にはやさしくない仕組みですね。

(石村) 同感です。仮に店頭では、個人番号（マイナンバー）ないし個人番号カードを使わない、暗証番号ないし携帯電話番号を使うとは言っても、裏では個人番号（マイナンバー）と紐付けしようと画策するでしょうから・・・。狡猾な役人連中ですから、信用できません。

(辻村) それに、この消費税の還付案の実施を認めれば、事業者の売上把握（蓄積したデータからの売上高の推計などへの活用）を含め「消費税収

の確保」には資するかも知れませんが、事業者の負担が余りにも重いですね。

(石村) 議員の多くは、役人連中と同じで、「事業者にタダ働きさせるのは当然」といった姿勢です。

(辻村) 確かに、IT業界も潤うかも知れませんが、しかし、番号読取装置の設置とか、零細事業者にとっては負担が重く、「外部不経済」そのものではないかと思います。それこそ、低所得者向けの一律何千円か配る「簡素な給付措置」が一番ですね。

(石村) 私は、税率の10%引上げを止めればいいと思います。アベノミクスで景気が良くなり、税収も上がるという自信があるなら、消費増税はやめるべきです。真逆に、アベノミクスが失敗し、景気が悪くなれば、その場合も消費増税は止めるべきですし・・・。

◆ 消費税還付案は役人の「不純な動機」そのもの

(石村) 内閣府や財務省の役人は、アメリカなどでの、個人番号【アメリカの場合は、SSN (Social Security Number／社会保障番号) の悪用がひどく、手に負えなくなっている状況を熟知しているはずですが、ですから、わが国の国民がこうした外国の実情を体験することになる前に、利用拡大策を次々と打ち出し、プライバシー論議などを封じるのに必死なわけです。

(辻村) 韓国の住民登録番号（わが国のマイナンバーに相当）は、民間の自由な利用をゆるしてきましたから、悪用や成りすまし犯罪ツールになっているようです。多くは民間企業からの流出なようですが・・・。

(石村) 2008年から、2011年末頃までに、1億2000万件近くの個人情報の流失事件があったと報告されています。

(辻村) すべてのケースが住民登録番号関連ではないと思いますが、人口5000万人くらいの国ですから、垂れ流しはかなり深刻な状態とみてよいと思います。

(石村) わが国財務省の消費税の還付案は、単に「税の還付」を口実に、個人番号（マイナンバー）の利用や個人番号カードの歯止めのない商業利用の拡大をはかる構想であり、セキュリティ上も危なすぎて、賛成できません。

(辻村) それに、事業者の取引を把握することが

狙いでしょうから、「消費税の還付」にかこつけた、「国民皆登録証・国内パスポート携行制度」の実施という別の政策目的があるわけですから。

(石村) この点でも「動機が不純」な提案です。

◆ 韓国では還付に住民登録番号カード利用を原則停止

(辻村) 財務省は、消費税の還付案に、個人番号（マイナンバー）、個人番号カードを使わせようとしたのですが、反発が起きると、すぐさま、専用カード・携帯電話を店頭の端末にかざして「電話番号」をキーにした軽減税率対象物品の購入歴を国税庁の税還元ポイントサーバーに送付する案を提示しましたが・・・。

(石村) これも、想定どおりで、韓国での経験をパクッタものです。財務省案のモデルである韓国の「現金領収書（レシート）税控除／還付制度」では、任意番号を記載した現金領収書カード（tax save card）あるいは携帯電話番号（それを格納した機器）を利用しています。これは、当初導入した「登録クレジット払税控除／還付制度」において、情報管理の悪い事業者から、クレジットカード番号や住民登録番号（韓国の個人番号）、さらには個人の買物情報の大量流出が相次いだからで

す。また、犯罪組織が、個人の買物情報や住民登録番号の不正入手をねらいに店舗を構えるなどの深刻な事態が多発したからです。

(辻村) そうした経緯があったわけですか？

(石村) そうです。とりわけ、韓国の「現金領収書（レシート）税控除／還付制度」では、悪用されやすい住民登録番号カードの使用をやめてもらうために、新たに、任意の番号（暗証番号）を登録した「現金領収書カード（tax save card）」（専用カード）を発行しました。

(辻村) 財務省の役人は、はじめから韓国の経緯をシナリオに織り込んでいたわけですね。そして、万が一、当初の個人番号カードを使わせる案に反発が出なければ、「日本型」と称し、毎日の買物にカードを持ち歩かせようと画策していたのですね。

(石村) 仰せのとおりです。まあ、私は、時間をかけても、グローバル・スタンダードのタックスインボイス（税額票方式）に転換するか、あるいは8％に据え置くかの選択しか残されていないようにも思います。

(辻村) 私は、8％が軽減税率と言えるのかを含め、ゼロ税率の採用を含め、原点に立ち返って点検すべきだと思います。石村代表、示唆に富む貴重なご意見をありがとうございました。

【資料】

韓国の登録クレジット払税控除／還付制度と現金レシート税控除／還付制度

2002年の登録クレジット払税控除／還付制度

- ・現金決済が一般的である韓国では、1999年から国をあげて「クレジットカード利用活性化」に取り組んだ。
- ・2000年2月から、登録クレジット払税控除／還付制度を導入した。この制度は、事業者の売上把握と消費者の買物情報を国税庁が把握することをねらいとしたもの。
- ・この制度のもと、消費者／担税者は、国税庁に任意で登録したクレジットカード（登録クレジットカード）で買物の決済をすると、その決済内容が、瞬時に国税庁に送達される。

- ・消費者／担税者は、登録クレジットカード払をすれば、給与所得者の場合、年末調整のときなどに、給与所得金額の10％を超える登録クレジットカード決済合計金額の20％を、年間500万ウォン（5万円強）を上限に、所得控除できる。
- ・家族（年間所得金額が100万ウォン以下である配偶者および扶養親族）の登録クレジットカード決済額も合算できる。
- ・また、カード決済利用促進策の一環として自動抽選の宝くじ賞金制度もある。
- ・個人事業者は、顧客の登録クレジットカード払売上の1％を、年間500万ウォンを上限に、付加価値税の控除ができる。

- ・このクレジットカード利用策の本来の狙いは、事業者の売上把握にあるものの、カードの濫発、自己破産の急増、カード会社の連鎖倒産を招いた。カード各社は、クレジットカード利用枠を1日50万ウォン（5万円強）に制限した。
- ・登録クレジット払税控除／還付制度では、クレジットカードが、住民登録番号（韓国の個人の背番号）とリンクしているところから、管理の悪い事業者から、個人の買物情報や住民登録番号の流出が相次いだ。また、犯罪組織が、個人の買物情報や住民登録番号の不正入手をねらいに店舗を構えるなど深刻な事態が多発した。

2005年現金領収書（レシート）税控除／還付制度

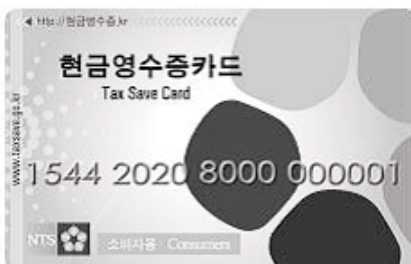
- ・2005年1月から、「5,000ウォン以上の買物情報を国税庁が把握する」ことをねらいに、既存のクレジットカード端末機を活用した「現金領収書（レシート）税控除／還付制度」をはじめた。（現在は、5,000ウォン以下の現金決済にも適用）【この制度は、前記登録クレジットカード払税控除／還付制度を取り込んで一体化したもの】
- ・この制度では、消費者／納税者は、国税庁の現金レシート・ホームページにアクセスし会員登録をして、本人確認番号を任意に登録できる。

- ・本人確認番号には、13ケタから19ケタ内で各人が任意で選んだ番号（任意番号が記載された「現金領収書カード（tax save card）」）や携帯電話番号が使われる。【加えて、クレジットカード番号や住民登録番号も使用可能であるが、推奨されていない。登録クレジットカード払制度で漏えい問題が多発したためである。】
- ・現金領収書カード（tax save card）は、「個人用」と「事業者用」（2009年3月から発行）とがある。新たな個別番号を記載した現金領収書カードを発行した理由は、住民登録番号カードは汎用が原因で番号の漏えい、悪用がひどくなり、あらたな安全な個別番号を使う必要性に迫られてきた経緯がある。
- ・現金領収書（レシート）税控除／還付制度では、消費者／担税者は、現金レシート制度加盟店（現金徴収書事業者）で、買物のときに、店舗にある端末に現金領収書カードまたは携帯電話をかざせば、「税ポイント付きの現金レシート」が発行される。
- ・この決済内容は、認定現金領収書管理事業者（通信事業者やクレジットカード事業者など）を通じて国税庁に自動的に通知される。
- ・給与所得者の場合、年末調整のときなどに、給与所得金額の10%を超える認定クレジットカード決済と税ポイント付き現金レシート決済との合計金額の20%を、年間500万ウォン（5万円強）を上限に、所得控除できる。
- ・家族（年間所得金額が100万ウォン以下である配偶者および扶養親族）の税ポイント付き現金レシート額や登録クレジット払決済額も合算できる。
- ・また、この控除をした納税者向けの自動抽選の宝くじ賞金制度もある。
- ・インボイス（税額票交付）方式の付加価値税を導入している韓国では、事業者は、従来から現金で事業用資産等の購入（課税物品等の仕入）の際に、税額票（税金計算書）の発行をうけるためには、事業者登録番号を仕入先に提示する必要があった。しかし、事業者は、現金領収書カードの提示にかえることができる。
- ・事業者は、顧客の税ポイント付き現金レシート発行額にかかる売上の1.3%を、年間700万ウォンを上限に、付加価値税の控除ができる。

【現金領収書カード（tax save card）／事業者用】



【現金領収書カード／消費者用】



Tax file number & Australian business number

オーストラリアの番号制度

～ 納税者番号 (TFN) と事業者番号 (ABN) の運用 ～

石村 耕治 (PIJ 代表)

◆ はじめに～納税者番号 (TFN) と事業者番号 (ABN) の所在

I 納税者番号 (TFN) 制度

- 1 TFN/タックス・ファイル・ナンバーの基礎
- 2 TFN/タックス・ファイル・ナンバーの運用
- 3 TFN/タックス・ファイル・ナンバー交付申請

II 事業者番号 (ABN) 制度

- 1 連邦企業名称登録制度
- 2 ABN/事業者番号の登録
- 3 ABN/事業者番号の提供/記載

III 給与等の支払調書への番号記載実務

IV myGovプログラムとアクセス番号コード

◆ むすびにかえて～なりすまし犯罪対策の現状

◆ はじめに～納税者番号 (TFN) 業者番号 (ABN) の所在

オーストラリアは、連邦国家 (commonwealth, federal state) である。わが国のような単一国家 (single state) ではない。各州 (state) や連邦直轄区域/準州 (territory) (以下「州」という。) は、それぞれ、議会や裁判所を持っている。したがって、イギリスの法体系を継受しながらも、各州は、独自の視点から、法律を制定してきていた。

とりわけ、会社法、家族法や契約法といった「私法 (private law)」分野においては伝統的に、各州が立法権を行使してきていた。【筆者が、ヴィクトリア州メルボルン郊外にあるモナシュ大学ロースクールで勉強していた頃 (1976～79年) は、例えば会社法はヴィクトリア州会社法の講義が行われていた。】

しかし、その後、各州の法制がそれぞれ異なることは、連邦国家体制を維持して行く上でさまざ

まな障害になってきた。法制の全豪統一化により、効率的な国家をつくろうという動きが強まってきた。

2009年の連邦 (Ch=Commonwealth) の税理士業法 (TASA=Tax Agent Services Act 2009) 制定による税理士制度の連邦規制の開始は、最たる例の一つといえる。

こうした「中央集権化」の動きには、批判がないわけではない。しかし、さまざまな分野で次々と連邦主導の仕組みが構築されてきている。その流れはとどまるところを知らない。

会社法についても、2001年に、連邦 (Ch) の「会社法 (Corporations Act 2001)」が制定された。また、連邦の会社法の適正な運用を行う目的で、2001年の連邦証券投資委員会法 (Australian Securities and Investments Commission Act 2001) の制定により、「連邦証券投資委員会 (ASIC)」が設立された。

このため、例えば、現在、オーストラリアで会

社（例えば「A J社」）をつくるとなると、連邦会社法に準拠して設立登記（登録）することになる。申請先は、連邦証券投資委員会（ASIC）である。

オーストラリアでは、一般に、営利法人（営利会社）は、「株式有限責任会社（company limited by shares）」形態が選択される。営利会社は、以下のように、公開（public）か、非公開（proprietary）か選択できる。

- ・公開有限責任株式会社
（Public Company Limited by Shares）【表記例】AJ Ltd
- ・非公開有限責任株式会社
（Proprietary Company）【表記例】AJ Pty Ltd

いずれにしろ、設立登記（登録）が済むと、委員会（ASIC）は、当該法人（AJ社）に「法人番号（ACN=Australian company number）」を交付する。

しかし、この法人番号（ACN）は、直接、課税目的などに使われることはない。あくまでも、法人確認番号（identifying number）に留まる。

AJ社は、主に所得課税に使われる①納税者番号（TFN=Tax file number）や、タックスインボイス（税額票）交付方式の消費課税（GST=Goods and services tax）における事業者登録番号にも使われる②事業者番号（ABN=Australian business number）を、国税庁（ATO）に申請して、交付を受ける必要がある。

これら納税者番号（TFN）や事業者番号（ABN）は、法人事業者はもちろんのこと、個人事業者にも関係してくる番号である。とりわけ、納税者番号（TFN）は、事業者のみならず、給与所得者など個人納税者一般に関係してくる番号である。

【図表1】納税者番号（TFN）と事業者番号（ABN）

《付番機関》	《番号の種類》
	納税者番号TFN（9ケタ）【任意申請】 【利用目的】課税＋課税関連目的（社会保障等）【付番対象】個人＋非個人
	事業者番号ABN（11ケタ）【任意申請】 【利用目的】課税（GST／源泉）目的等 【付番対象】事業等を行う者

このように、オーストラリアには、さまざまな番号の仕組みが存在する。

そのうち、個人や事業者にとり最も重要なのは、①9ケタの「納税者番号（TFN=Tax file number）」と②11ケタの「事業者番号（ABN=Australian business number）」である。

TFN（一般に「タックス・ファイル・ナンバー」と呼んでいる。）およびABNの付番機関は共に、オーストラリア国税庁（ATO=Australian Taxation Office）である。TFN／タックス・ファイル・ナンバーは、「課税目的（taxation purpose）」および「課税関連目的（tax related purpose）」で、法認された範囲内で利用できる。

9ケタ「納税者番号（TFN）」は、個人（individuals）および非個人（non-individuals／法人、信託、パートナーシップ、退職年金基金／スーパーアニュエーション・ファンドなど）が、任意申請してATOから交付を受ける。一方、11ケタの「事業者番号（ABN）」も、事業等を行う者（entity）が、任意申請して交付を受ける。

つまり、TFN／タックス・ファイル・ナンバー、ABN（事業者番号）のいずれも、番号の取得および提供／記載（quotation）は、義務ではない。

ただし、例えば、受給者が、支払者からのTFNの提供の求めに応じられない場合、支払者は、最高の申告所得税税率＋メディケア負担（2014～2015課税年では、居住者49％、非居住者47％）で源泉徴収することになる。一方、受給者は、確定申告で還付・調整を行うことになる。

I 納税者番号（TFN）制度

オーストラリアの納税者番号（TFN／タックス・ファイル・ナンバー）制度は、1990年に導入された。典拠は1936年所得税法（ITA=Income tax assessment act 1936）の第5部A（202～202（G）条）である。

TFNは、申請に基づいて、個人（individuals）および非個人（non-individuals）に対して、オーストラリア国税庁（ATO）長官（Commissioner）が交付する。

1 TFN／タックス・ファイル・ナンバーの基礎

T F N／タックス・ファイル・ナンバー制度のもと、給与所得者や投資家（以下「受給者」ともいう。）は、支払者（雇用主や金融機関など）と所定の取引を行う場合に、当該支払者が課税庁（A T O）に提出する支払調書（information reports）に自己のT F Nを記載するかどうか選択権を有する。すなわち、T F Nを提供／記載するかどうかは任意で、受給者の意思に任されている。ただし、受給者が、T F Nの提供の求めに応じられない場合、支払者は、最高の申告所得税税率＋メディケア負担率で源泉徴収することになる。

また、個人は、社会保障関係の執行行政庁その他公的政策実施機関からのT F N／タックス・ファイル・ナンバーの提供の求めがあったのにもかかわらず、その求めに応じられないときには、公的社会保障関係の支給を受けられないこともある。

（１）T F Nの適用範囲

T F N／タックス・ファイル・ナンバーは、法律で認められた項目に限り利用できる。したがって、民間機関が、自由に利用することはできない。

課税目的では、次のような取引にかかる支払調書（income reports）に利用が認められる。

【図表２】 課税目的でのT F Nの主な適用対象

- ・ 給与その他源泉徴収が必要な支払
- ・ 退職年金基金（superannuation funds）への掛金（contributions）
- ・ 主たる住宅取得預金口座（First Home Saver Accounts）
- ・ 投資所得（利子や配当所得の受領）
- ・ 閉鎖的信託払込金および受取権利利益（closely held trust distributions and entitlement）

（２）T F Nの適用範囲の拡大

T F N／タックス・ファイル・ナンバーは、「課税目的（taxation purpose）」に加え、「課税関連目的（tax related purpose）」、すなわち社会保障目的（Centrelink）および退役軍人給付（Veterans' Affairs）目的、先住民教育支援スキーム〔ABSTUDY（Aboriginal study assistance scheme）〕目的などでの利用も法認されている。

T F N／タックス・ファイル・ナンバーは、課税目的以外では、「社会保障（human services）」目的での利用拡大が著しい。

政府は、T F N／タックス・ファイル・ナンバーを紐付けに使い、税と社会保障プログラムとのデータ照合を実施している。

そのための根拠法として「データ照合プログラム（給付と租税）法（Data-matching Program（Assistance and Tax） Act 1990）」を制定している。

T F N／タックス・ファイル・ナンバーによる紐付けの対象となるのは、課税庁（A T O）とCentrelink／センターリンク や退役軍人の給付プログラムに限られない。

マネーロンダリングなど不法収益取引や移動を監視する独立行政法人である「A U S T R A C／オストラック」（Australian Transaction Reports and Analysis Centre）にまで拡大している。

● センターリンクとは

現在、連邦の社会保障プログラムは、連邦の独立行政法人である「センターリンク（Centrelink Australia）」が運営している。センターリンクは、2011年に、メディケアオーストラリア（Medicare Australia）を吸収し、連邦最大の社会保障プログラムの運営機関となっている。

センターリンクは、社会保障プログラム関連のデータベース「O L T P」（Online transaction processing）を稼働させている。O L T Pは、各種社会保険金の払込や給付金の支払の自動の推進が狙いである。民間金融機関が稼働させているA T M（Automated teller machine）に匹敵する。



（３）T F N／タックス・ファイル・ナンバーとプライバシーの保護

執行行政庁（例えばA T O）その他公的政策実施機関（例えばCentrelink やAUSTRAC など）は、T F N／タックス・ファイル・ナンバーを、税法や各種社会保障法で法認された範囲内で、納税者や受給者の本人確認に使用することができる。

しかしT F Nは、いわゆる国民背番号（national identifier）ではない。したがって、法認された範囲を超えて個人のT F Nの提供を求めることは違法である。民間の自由な利用は厳禁されている。

連邦のプライバシー保護機関であるプライバシーコミッショナー（P C＝Privacy Commissioner）は、プライバシー保護法（Privacy Act 1988）第17条に準拠して、「タックス・ファイル・ナンバー・ガイドライン（Tax File Number Guideline）」

を発遣している*。

*現在、PCは、2010年連邦インフォメーション・コミッショナー法 (Australian Information Commissioner Act 2010) の制定に伴い、連邦インフォメーション・コミッショナー事務局 (O A I C = Office of Australian Information Commissioner) の一部門になっている。

プライバシーコミッショナー (PC) は、法認された範囲外の利用 (目的外の違法利用) があった旨を苦情の申出があれば、調査を開始することになっている。調査の結果、目的外利用があったことが判明した場合には、是正勧告や補償のあっせんをすることができる。

(4) 違法なTFN取扱と罰則

さらに、法定外のTFN/タックス・ファイル・ナンバーの提供を求めた場合、法認されていないかたちで他人のTFNを記録した場合、または開示した場合には、制裁が科される。

租税行政法 (TAA = Tax Administration Act 1953) によると、違反者に対しては、100罰金ユニット【2015年7月31日以降、連邦の1罰金ユニットは、個人の場合には180ドル、法人の場合には1,250ドル】もしくは2年以下の懲役または併科できる (TAA 第8WA~8WC条)。

2 TFN/タックス・ファイル・ナンバーの運用

個人 (非個人も含む。) は、税や社会保障事務と関わる場合に、法認された範囲内で、TFN/タックス・ファイル・ナンバーを取引相手に提供/記載するように求められる。主な事務例を掲げると、次のとおりである。

【図表3】 TFNの提供/記載が求められる主な事務例

事例	TFN提供/記載が必要となる場合	TFN不提供の場合
雇用開始	TFN確認書の提出が必要	49%税率で源泉課税
投資口座の利子	年間120ドル以上の利子所得がある場合 (年金受給者は適用除外)	受取利子全額に49%税率で源泉課税
16歳以下の子供金融口座の利子	年間420ドル以上の利子所得がある場合	受取利子全額に49%税率で源泉課税
センターリンクからの受給	申請者および配偶者のTFN確認書の提出が必要	年金、給付または手当の支給停止

すでにふれたように、TFNの提供/記載は、法律で義務づけられる事務に限られる。TFNの不提供の場合、受給者は、居住者であるときには49%で、非居住者であるときには47%で、それぞれ源泉徴収される。ただし、受給者は、確定申告で還付・調整することができる。

以上の事例のうち、「雇用開始」の場合と「投資口座の受取利子」の場合について、TFN/タックス・ファイル・ナンバーの提供/記載問題について詳しく精査してみる。

(1) 雇用と被用者からのTFNの提供の求め

所得税法 (ITA 1936) は、「支払者の受給者である者、支払者の受給者になると推定される者 [源泉徴収のうえ支払を受ける対象となる者] は、当該支払者にTFN確認書 (TFN declaration) を提供するものとする。」と規定する (法202C条1項)。この場合、「当該確認書が有効であるためには、既定の書式によらなければならない。」と規定する (法202C条2項)。

このことから、新規に仕事に就く人は、雇用主に対し法令 [租税行政法 (TAA) 別表1第388部] の要件を満たす書式で自己のTFN/タックス・ファイル・ナンバーを提供するように求められる。

【図表4】 雇用の場合の既定のTFN declaration 書式 (原本/ATOへの提出用) [抜粋]

T F N確認書（T F N declaration）は、A T O 提出用（原本／課税庁用）と支払者保存用（副本）からなる。

また、【図表4】 T F N確認書の記載欄は、第1部「被用者である給与の受給者（payee）」欄と、第2部「雇用主である支払者（payer）」欄に分かれる。

【第1部：受給者欄】
受給者のT F N／タックス・ファイル・ナンバー、氏名、生年月日、住所、フルタイムかパートタイムかなど、さらには受給者の署名欄がある。
【第2部：支払者欄】
支払者のA B N／事業者番号〔事業者でない場合には、源泉税支払者番号（withholding payer number）〕、登記上の商号または事業者名、事業所在地、担当者名、さらには支払者署名欄がある。

給与とは異なり、老齢年金（age pension）、給付（benefits）手当（allowances）など各種の社会保障を受給する者は、その支払を受ける際に、T F N／タックス・ファイル・ナンバーの提供を求められない（法202EA条）。

ちなみに、オーストラリアでは、従来あった所得税法上の各種の人的控除（tax rebates 【アメリカ英語でいうpersonal deductions】）を廃止して、直接給付（direct expenditures）、つまり各種社会保障給付（social security payments）に移行している。このことから、雇用開始あるいは確定申告にあたり、配偶者を含めた扶養家族のT F N／タックス・ファイル・ナンバーの提出／記載を求めている。

居住者である被用者／受給者が自己のT F Nの提供をしない場合、雇用主／支払者は、申告所得税の最高税率＋社会保険料（Medicare levy）〔2014－5年期は、49%〕に相当する額を源泉徴収するように求められる。

①雇用主の義務

雇用主は、被用者から提供のあったT F N確認書を14日以内にA T Oに送付するように求められる。また、そのコピー（副本）を保存するように求められる（法202CD条1項）。受忍義務違反には、10罰金ユニットが科される。副本の保存期間は、雇用の終了後の7月1日までである（法202CD条6項）。

被用者からT F Nの提供がない場合、雇用主

は、その旨を雇用開始から14日以内にA T Oに届け出なければならない（法202CF条6項）。違反には、10罰金ユニットが科される。

②源泉徴収の対象となる支払

原則として、被用者は、「雇用主から給与や賃金を受給する場合」に自己のT F Nの提供を求められる。また、被用者は、「その他の源泉徴収が必要となる支払（any other eligible PAYG payment）」を受ける場合にも、自己のT F Nを提供しなければならない（法202A条）。例えば、現金ではない現物給付のかたちでの支払などが該当する。

③T F N情報の保管と廃棄

雇用主は、T F Nが記載された個人情報（以下「T F N情報」という。）を、保管（storage）および廃棄（disposal）する場合には、1988年連邦プライバシー法（Privacy Act 1988）に基づき発遣されたT F Nガイドライン（T F N guideline）に定められた安全な方法を用いなければならない。

税法上、支払者は、受給者が新規にT F N確認書を提供した場合または離職した場合、当該確認書を現行および翌課税年（オーストラリアの課税年は7月1日から翌年6月30日）の期間にわたり保管しなければならない。

（2）投資口座とT F Nの提供の求め

「投資者（investors）」である個人、法人、ト

【図表5】 T F N適用対象投資一覧

	口座の種類	投資者	投資受入機関
1	金融機関*の利子付き口座および預金。例えば、預貯金など（無利子型預金は除く）。また、受取利子が年120ドル未満のものは除く	口座保有者	金融機関
2	金融機関の定期預金	定期預金者	金融機関
3	公債または社債（貸付金や消費者金融を除く）	貸付者	政府、会社
4	弁護士を通じた貸付または投資	受益者	弁護士
5	ユニットトラスト**のユニット	ユニット保有者	トラスト管理人
6	公開会社株式	株主	公開会社

* 「金融機関（financial institutions）」とは、銀行、信用組合、住宅貯蓄組合などを指す。

** 「ユニットトラスト」とは、金銭信託や財産信託など。

ラスト（信託）、パートナーシップ、任意団体（associations）、クラブなどが、銀行など「投資受入機関（investment body）」に口座などを保有する場合には、当該機関に対し、自己のTFN／タックス・ファイル・ナンバーを提供する必要がある（法202D条1項）。

ただし、以下のような、法が認める「TFN提供除外投資者（exempt investors）」については、TFNの提供が免除される。

【図表6】TFN提供除外投資者の範囲

- ・16歳未満のTFNを持たない子どもで、果実が年420ドル未満のもの又は配当所得以外のもの（ただし、子どもの誕生日が確認できる書類の提出は必要）。
- ・社会保障法に基づく年金・給付・手当の受給者は一般に、雇用および投資においてTFNは適用除外となっている（法202EA条、202EB条）。
【1991年社会保障法に基づく老齢年金・傷病年金・妻年金・保護者年金・寡婦年金・扶養親族手当・特別給付・特別社会復帰年金、1986年退役軍人保障法に基づく退役軍人年金・所得支援補償】
- ・免税「認定団体」および免税非営利団体（法202EC条）
- ・非居住者源泉課税を受ける者（法202EE条）

銀行などの投資受入機関は、投資者が、法律が認めるTFN提供除外投資者に該当するかどうかを判断しなければならない。TFN提供除外投資を望む者は、ATO長官が指定するところに従い、氏名および受給する年金、給付、手当がTFN提供除外投資に該当する旨の情報を投資受入機関に提供するように求められる（法202EB条）。

ちなみに、オーストラリアでは従来から、居住者が受け取る利子や配当など主要な投資所得には源泉所得課税が行われていない。居住者である投資者は、源泉課税を受けることなく、確定申告で総合課税を受ける仕組みにある。

しかし、投資者は、期日までに投資受入機関に対し、自己のTFN／タックス・ファイル・ナンバーを提供しない場合には、当該機関は、受取利子全額に49%税率で源泉課税を行うことになる。

①投資者の義務

投資者は、ATO所定の書式にTFN／タックス・ファイル・ナンバーを記載して、投資者の口座が開設されている投資受入機関に送付すること

になっている。

投資者は、「事業」活動として投資をしており、かつ事業者番号（ABN）を取得している場合には、TFN／タックス・ファイル・ナンバーの提供に代えて、ABN（事業者番号）を提供することができる（ABNについて詳しくは後述する）。

②投資受入機関の義務

銀行など投資受入機関は、各投資者に対して年間に支払った投資所得額の報告をしなければならない。

また、投資受入機関は、ATO長官に対し、投資者に支払った投資所得額およびTFNやABN、TFNやABN不提供に伴い口座から源泉した税額などについて、毎年、報告しなければならない。

3 TFN／タックス・ファイル・ナンバー交付申請

9ケタ「納税者番号（TFN）」を有していない者（person）は、国税庁（ATO）に任意申請して交付を受ける仕組みになっている（法202B条）。

TFN／タックス・ファイル・ナンバーの申請できる者（person）は、「個人（individuals）」および「非個人（non-individuals）」すなわち、法人、信託、パートナーシップ、退職年金基金などである。

TFN／タックス・ファイル・ナンバーの交付申請にあたっては、申請人の本人確認（身元確認）ができる証票の添付が必要である。本人確認（身元確認）ができる証票は、申請人が、個人か、非個人かにより異なる。

本人確認（身元確認）ができれば、ATOは、TFN／タックス・ファイル・ナンバーを交付する。交付申請は、ATOへの郵送あるいはATOのウェブサイトからできる。

また、2013年以降は、ATOと郵便局（Australia Post）との協定により、ATOにオンライン申請する、あるいは全国の郵便局に申請書を提出し、出向いて本人確認を受ける仕組みが稼働している。

（1）TFNの交付申請先の選択

個人以外の場合

【法人の場合】

①上場会社以外の場合

法人番号（ACN=Australian company number）または公証された法人登記の副本＋公務執行者（public officer）のTFN＋最大3人の取締役／理事のTFN

②上場会社の場合

法人番号（ACN）または公証された法人登記の副本＋公務執行者（public officer）のTFN＋少なくとも1人の取締役のTFN

【パートナーシップの場合】

・公証されたパートナーシップ登録証書または契約の副本＋各パートナーのTFN＋パートナーが法人である場合には当該法人の法人番号（ACN=Australian company number）

【信託／トラストの場合】

・公証された信託登録証書または信託証書の副本＋各受託者のTFN＋受託者が法人である場合には当該法人の法人番号（ACN）

*公務執行者（public officer）とは、1936年所得税法252条に基づいて、法人を代表してATOに対する税務等の手続を行う者として法人から委嘱された者をいう。オーストラリア独特の制度である。18歳以上で、常時オーストラリアに居住し、かつ自己の公務執行者としての職責を理解できる者であることが要件である。公務執行者は、法人の取締役／役員である必要はない。法人は、事業開始または所得が発生してから3ヵ月以内に、取締役会に諮り公務執行者を委嘱し、ATOに届出なければならない。公務執行者に変更があった場合には、28日以内にその旨をATOに届け出るように求められる。届出義務違反に対しては、法人に1日110ドルの過料が課される。

(3) ATOへのTFN交付申請時の本人確認手続

TFN／タックス・ファイル・ナンバーは、取得を望む本人が国税庁（ATO）に対して任意に交付申請して取得することになっている。

すでにふれたように、オーストラリア居住者（Australian resident）の場合、通例、ATOにオンラインで交付申請をし、国内にある指定の郵便局（Australia Post）に出向き本人確認に有効な証票を持参し、対面で本人確認をする手続が必要になる。その手順を簡潔に図説すると、図表10のとおりである（<https://smarteform.com.au/onlineforms/terms-and-conditions.htm?formCode=TFN>）。

(4) 事業者によるTFN提供のお願いおよび自己のTFN提供書

TFN／タックス・ファイル・ナンバーは、税と一定の社会保障目的に利用が限定された番号である。主な利用目的は、①雇用開始、②投資口座の利子、③16歳以下の子ども金融口座の利子、④センターリンクからの受給、⑤退職年金基金（Superannuation／スーパーアニュエーション／通称「スーパー」）などである。

したがって、例えば、雇用主は、雇用開始時の被用者に本人のTFN／タックス・ファイル・ナ

【図表10】TFNの申請時の本人確認手順

- 1 ATOのホームページにアクセスし、TFN／タックス・ファイル・ナンバーのオンライン交付申請フォームに必要な記載をする。
- 2 TFN申請概要書（application summary）をプリントアウトし、本人確認に有効な証票を用意する。
- 3 TFN申請取扱をしている郵便局を選定する。そのうえで、本人確認を受けるための面接にかかる予約を取ることが推奨される。
- 4 TFN申請概要書をプリントアウトした日から30日以内に、当該申請概要書および本人確認に有効な証票を持参のうえ、予約した郵便局へ出向き本人確認を受けなければならない。
- 5 ATOは、面接後28日以内に、申請書に記載した郵送先に申請者のTFNを記載した文書を送付するかたちで交付する。

*13歳以下の子どもや後見等を要する人に代わる法定代理人によるTFNの申請、受領の場合には、本人および法定代理人の本人確認をするための証票等が必要になる。

ンバーの提供を求めなければならない。被用者は、雇用主に、自己の「TFN確認書（TFN declaration）」を提出するように求められる。

また、雇用主は、被用者から提供のあったTFN確認書を14日以内にATOに送付しなければならない。また、その副本（コピー）を保存するように求められる。

II 事業者番号（ABN）制度

「事業者番号（ABN=Australian business number）」は、11ケタの事業者確認番号である。課税その他政府の公的事務をする際に提供／記載が求められる。ABNは、事業等を行う者（entity）が任意に申請して取得する。

ABN制度は、1999年に導入された。新税制（オーストラリア事業者番号）法〔New Tax System（Australian Business Number）Act 1999〕

（以下「ABN法」という。）が準拠法である。

同じく1999年には、新税制（物品サービス税）法〔New Tax System（Goods and services tax）Act 1999〕が制定され、2000年から10%の単一税率のタックスインボイス方式の付加価値税である「物品サービス税（GST=Goods and services tax）」が導入された。

ABNは、タックスインボイス方式の付加価値税である「物品サービス税（GST=Goods and services tax）」の事業者登録などにおいて、重要な役割を果たしている。

A B N制度は、連邦事業者登録簿登記官〔Registrar of the Australian Business Resister (ABR)〕に代わって国税庁（A T O）長官（Commissioner）が所管している。

A B N制度は、G S Tに代表されるような課税目的での事業者確認を行う場合に大きな役割を果たしている。しかし、課税目的での利用が唯一ではない。

1 連邦企業名称登録制度

連邦企業名称登録制度（National business name registration scheme）は、企業名称登録法（Business Names Registration Act 2011）の施行に伴い、2012年5月に、それまであった各州・連邦直轄地域（以下「州」という。）別の制度に代えて、導入された。これまでの州別の制度を全国的な制度に改変することが目的である。

連邦企業名称登録制度は、連邦証券投資委員会（A S I C=Australian securities and investment commissions）が所管している。法人の設立登記（登録）完了後に交付される法人番号（A C N=Australian company number）や、事業者番号（A B N=Australian business number）制度とは異なる。連邦企業名称登録は、A B Nとの合同申請も可能である。

2 A B N／事業者番号の登録

A B N／事業者番号は、個人が法人かを問わず、いかなる「事業等を行う者（entity）」も、オーストラリア国内で「事業（enterprise）」活動をしている、または、オーストラリアと関係する取引を事業として行う場合に、申請することができる（A B N法8条）。

「事業（enterprise）」という文言は、極めて広く定義されている。

なお、A B N（事業者番号）の登録申請ができるのは、「事業等を行う者（entity）」であり、「事業（enterprise）」ではない。したがって、複数の事業（more than one enterprise）を行う場合にも、事業等を行う者（entity）は、1つのA B Nより取得できない。

（1）A B N／事業者番号の登録申請

A B N（事業者番号）の登録申請は、郵便また

【図表11】A B Nの申請対象となる「事業（enterprise）」とは

- ・事業の開始や停止を含むあらゆる営業行為や取引
- ・公益団体や宗教団体の活動（ただし宗教教師が行う宗教活動などは除く。）（A B N法5A条）
- ・政府機関
- ・給与所得者の行う労務の提供、無償のボランティア活動などは、「事業」には該当しない。
- ・店子に居住用住宅を賃貸する家主は、「事業」に該当しない。

は連邦事業者登録簿（A B R=Australian Business Resister）ホームページ（<https://abr.gov.au>）にアクセスし電子的に行うことができる。物品サービス税（G S T）の事業者登録の申請も同時に行うことができる。もっとも、A B N（およびT F N）の申請とG S T登録は別の制度である。（以前、これらの申請は、国税庁（A T O）のE L S（電子申告）を通じて行うことができたが、現在は認められない。）なお、個人事業者は、A B Nの登録申請に先立ち、T F N／タックス・ファイル・ナンバーの交付申請をするように求められる。

A B Rの登記官（Registrar）は、事業等を行う者（entity）が提出した申請事項を精査し、申請を受理するか、不受理とする。登記官は、登録申請を受理した場合、当該申請人に対し登録したA B N（事業者番号）文書で通知する（A B N法11条）。不受理とした場合には、理由を附記したうえでその処分を申請人に通知する（A B N法13条（1））。申請から28日以内に登録通知がない場合には、不受理とみなされる（A B N法13条（2）・（4））。

（2）連邦事業者登録簿（A B R）に保管される情報

すべての登録された事業等を行う者（entity）とA B N（事業者番号）は、以下の情報とともに、連邦事業者登録簿（A B R）に保管される。

【図表12】連邦事業者登録簿（A B R）に保管される情報

- ・事業者番号（A B N）
- ・事業者の名称
- ・登録日
- ・事業等を行う者（entity）の類型
- ・代表者（トラストの場合は受託者）
- ・主たる事務所
- ・郵送先およびメールアドレス
- ・その他（未登録の登録商標など）

これらの情報は一般に公開されており、開示請求ができる。ただし、政府職員は、これらの情報の利用に一定の制限を課されている（ABN法30条）。

【図表13】ABN（事業者番号）の提供／記載が求められる公的事務の範囲

・事業者が、オーストラリア国内で行われる事業「取引（supply）」にかかる支払を受ける場合 支払者は、所得税の源泉徴収制度（PAYG withholding system）のもと、一定額の天引き徴収を行う義務を負う。同時に、当該取引の関するインボイスその他の書類に受給者のABNを記載しなければならない。（ただし、支払額〔消費税（GST）別〕が75ドル以下の場合は除く。）
・事業者が、事業上の投資をする場合 事業者が、投資先（支払者）から支払を受ける際に、ABNまたはTFNを提供／記載しない場合には、支払者は、支払額から申告所得税の最高税率の源泉所得税を天引き徴収しなければならない。
・その他

ちなみに、正確でないABNを提供／記載した事業者は、2年以下の懲役に処せられる（ABN法23条）。

III 給与等の支払調書への番号記載実務

給与等の支払にあたり、支払者である個人事業者などは、受給者である被用者などに交付する「支払調書（PAYG payment summary）」には、TFN／タックス・ファイル・ナンバーではなく、事業者番号（ABN）を記載することになっている。

ちなみに、家事に有給のお手伝いさんを雇用している場合などには、雇用主の申請に基づき課税庁（ATO）が交付した源泉税支払者番号（withholding payer number）を記載することになっている。

以上のように、オーストラリアでは、支払者が個人である場合を含め、その支払を受ける受給者に発行・交付する支払調書に、その支払者個人のTFN／タックス・ファイル・ナンバーを記載するような実務を強いるようなことはしていない。わが国でも、見習うべき点である。

IV myGovプログラムとアクセスコード

オーストラリアにおいては、ネットに開設され

【図表14】給与等の支払調書サンプル（一部和訳）

支払調書（事業者でない個人）サンプル
PAYG payment summary – individual non business
Payment Summary for the year ending 30 June 2012

NOTICE TO PAYEE
If this payment summary shows an amount in the total tax withheld you must lodge a tax return. If no tax was withheld you may still have to lodge a tax return. For more information on whether you have to lodge, or about this payment and how to use it, visit: www.ato.gov.au
• refer to TaxPack
• phone 13 28 41 between 9.00am and 6.00pm (EST), Monday to Friday, or
• visit www.ato.gov.au

Robin Johnson
1 Swanston St
Melbourne, Vic 3000

Period during which payments were made Day/Month/Year to Day/Month/Year
(受給者の納税者番号) 1/7/2011 to 30/6/2012
Payee's tax file number 123456789 TOTAL TAX WITHHELD \$ 1000 (源泉税総額)

(支払総額) Gross payments \$ 7600 Lump sum payments A
CDEP payments \$ B
Other income \$ D
Reportable fringe benefits amount \$ E
FBT year 1 April to 31 March

Workplace Giving:
Deductions:
Allowances:

(支払者細目)
Payer details
(支払者の事業者番号又は源泉税支払者番号)
Payer's ABN or withholding payer number: 123456789000 Branch number 001
Payer's name: KING LABOUR HIRE PTY LTD
Signature of authorised person: JOHN SMITH Date 1/07/2012

た「マイガブ（myGov）」プログラムを通じて、国民は、連邦の税と各種保障給付などのサービス（All in One Place）を一箇所で受けられるようになっている（次頁図参照）。

1 myGovプログラムとは何か

マイガブ（myGov）は、連邦の「ワンストップ・サービス」プログラムである。タテ割りを越えた数多くの連邦機関が参加している。参加機関は、「Member Services」と呼ばれる。

【図表15】マイガブ参加機関（Member Services）一覧

「メディケア（Medicare）」、「国税庁（ATO）」、「センターリンク（Centrelink）」、「子ども支援（Child Support）」、「国民障害者保険制度（National Disability Insurance Scheme）」、「連邦職業紹介所（Australian JobSearch）」、「自己管理e健康記録制度（Personally Controlled eHealth Record System）」など

こうした国民の税と社会保障など政府サービスのかかる個人情報の一元管理の仕組みに対する評価は分かれる。国民の利便性・政府サービスの効



率性に資するという評価がある一方で、データ監視国家の定立であるとしてマイナスの評価もある。いずれにしろ、こうした構想により、すべての国民が最低で文化的な生活が保障されるかどうかは一番重要なポイントであるといえる。

こうしたオーストラリアのmyGovプログラムと比べて見ると、わが国の民主党が唱えた「国税庁と社会保険庁」を一体化し「歳入庁」をつくる構想など、中途半端で、陳腐化した構想としかいいようがない。また、そうした構想を実現できたとしても、すべての国民に最低で文化的な生活を保障できないとすれば、机上の空論で、国民のプライバシー権保障の面から見ると、むしろ有害な構想としかいいようがない。

2 マイガブアカウント (myGov Account) とは何か

国民は、このプログラムに任意に加入申請し、「マイガブアカウント (myGov Account)」を取得できる。

マイガブアカウントを取得した加入者は、myGovプログラムの参加した連邦機関の各種デー



タベースに保管された自己情報に一括アクセスが可能となる。

ちなみに、「マイガブアカウント」へのアクセス番号には、TFN／タックス・ファイル・ナンバーは使われていない。その理由は、TFNは税と税関連目的に利用が限定されているからである。これらの目的を超えて利用はできないからである。

マイガブアカウントへのアカウント番号は、加入申請者から提供された次のような情報に基づいて組成される。

マイガブアカウントへのアカウント番号は、加入申請者から提供された次のような情報に基づいて組成される。

- Eメールアドレス(可能ならば、+携帯電話番号)
- パスワード+3つのQ & A
- 氏名+生年月日

提供された上記の情報が受理されれば、加入者に自動的にマイガブアカウントのユーザー名が提供される。

また、マイガブ参加各機関間での情報連携／データ照合には、マイガブアカウント名から組成され暗号化された符号が使われている。したがって、わが国の「個人番号（マイナンバー）」をもとに組成された符号を使って情報連携を行うような仕組みではない。

◆ むすびにかえて

～なりすまし犯罪対策の現状

オーストラリアのTFN／タックス・ファイル・ナンバーは、取得は任意であり、かつ税と税関連目的に限定して利用される番号である。したがって、ATO（国税庁）、利子所得が関係する銀行その他の金融機関、社会福祉を所管するセンターリンク（Centrelink）、スーパーファンド（退職年金基金）、給与／報酬の支払をする雇用主／被用者などに限定される。身元証明目的はもちろんのこと、民間機関は、目的外利用を厳禁されている。

また、安全対策上から、番号を記載したICカードやプラスチックカードも発行していない。わが国のように、個人番号や基礎的な個人情報が記載された個人番号カードを持ち歩かせる愚策は、なりすまし犯罪を試みようとする者が社会を闊歩する今日では、明らかに時代錯誤といえる。

オーストラリアにおいても、成りすまし犯罪は増加の一途をたどっている。とりわけ、電子申告や電子取引などが増加するなか、ハッカーによる標的型メール、マルメール攻撃などによる企業からの大量の個人情報の流出が続いている。また、ATOとか官署名を語った電話や詐欺メールによる被害も増加してきている。所得税還付の用意ができたが、還付には一定の料金がかかること示唆したうえで口座振込を求めようとするケース、あるいは還付には当局への個人的な財務状態の告知が必要だとして金融情報を聞き出す手口が横行している。こうしたケースで、ATOに届出のあったものだけでも2014課税年で1万件を超えるという。ATOは、SMSやEメールなどを用いて各人の口座情報や金融情報の提供を求めることはないと、一般消費者に対して注意を喚起している。

オーストラリアにおいては、連邦競争促進消費

者保護委員会（ACCC＝Australian Competition and Consumer Commission）が、各種なりすまし犯罪から消費者を守る任に当たっている。ACCCによると、2015年の半ば現在で、45,000件以上の救済申立てがあり、被害額も4,500万ドルに上っているという。

ただ、TFNは、税と税関連目的に限定して使われていることから、仮に流出したとしてもその後直ちに大きな被害には結びついているかどうかは定かではない。

一方、連邦政府は、連邦行政サービスの一括オンライン手続ができる「ワンストップ」プログラムであるマイガブ（myGov）プログラムの利便性をPRし、鳴り物入りで国民に加入を呼びかけている。同プログラムでは、参加者（クライアント）のアクセスや参加各機関間での情報連携／データ照合には、TFN／タックス・ファイル・ナンバーは使われていない。しかし、同プログラムのデータセキュリティの脆弱性、大量の個人情報流出の危険性が専門家から指摘されている。

オーストラリアの人口は、約2,294万人（2013年3月。連邦統計局）である。東京都（約1,335万人）と神奈川県（約907万人）とを合わせた程度の人口数である。1億2,600万人を超えるわが国とは比較にならないかも知れない。

【参考資料】

- ・石村耕治『オーストラリアの納税者番号とプライバシー』（日本税務研究センター、1992年）
- ・Deutsch et al, The Australian Tax Handbook（2015, Thomson Reuters）
- ・ATO, Tax file numbers: individuals（NAT 1753－12, 3005）.
- ・See, Ben Grubb, “Revealed: serious flows in myGov site exposed millions of Australians’ private information,”（May 14, 2014）.
Available at: <http://www.smh.com.au/it-pro/security-it/revealed-serious-flaws-in-mygov-site-exposed-millions-of-australians-private-information-20140514-zrczw.html>
- ・Graham Whyte, Japan Tax Institute Visit Australian Taxation Office（September 2015）

石村 耕治 PIJ 代表に聞く

わが国の番号制を グローバルに点検する

— 豪州の番号制から我がマイナンバー制を問う —

対 論

話し手 石村 耕治 (PIJ 代表)

聞き手 我妻 憲利 (PIJ 事務局長)

1 5年10月から個人番号（マイナンバー）の「通知カード」の各世帯への配付がはじまった。同時に、マイナンバー詐欺が横行し出した。来年（16年）1月からは、IC仕様の「個人番号カード」の任意申請の受付もはじまる。

大半の国民は、民主党が音頭を取って導入したマスターキー方式の12ケタの個人番号を歓迎していない。憲法13条が保障する「人格権」、「プライバシー権」を侵害する背番号制の呼び水役を演じたこの政党の罪は重い。私た

ち国民は、投票行為で、この政党が過去に実施した政策に対してしっかりと意思表示をする必要がある。

9月末に、石村代表や我妻事務局長らは、オーストラリアの消費税や番号制などの調査を行うため、同国を訪問した。オーストラリアの番号制からわが国のマイナンバー制の問題点について議論いただいた。

(CNNニュース編集部 中村克己)

● 豪州の番号制の特質とは

（我妻）最近、石村代表は、マイナンバーで新聞へのコメントやテレビ出演などでお忙しいようですが、本日はよろしくお願いします。

（石村）まあ、テレビ番組は概してレベルが低く、センセーショナルな取扱をしたがる傾向が強く、閉口しています。ただ、番組作成している人たちで、マイナンバーへの積極的な賛成派はほとんどいない、と肌で感じています。御用マスコミ人として自分を売っている人を含め、大人としての表面的なつくろいは別として、心の中では決して賛成していないと感じています。こうした意味では、マスターキー方式の危ない個人番号（マイナンバー）制導入をすすめた民主党、同党の財務省出身の古川元久議員らの責任は重いと思います。準備が整わないまま導入がすすんでいますから、勤め先から自分だけでなく家族全員の番号を出せといわれることなど想定できていないサラリーマン・OLの不満が爆発するかも知れません。

（我妻）今回、石村代表は、オーストラリアで番

号制やインボイス方式の消費税（GST）制度などを視察してきましたが、その結果などを参考にオーストラリアの番号制から見たわが国のマンナンバー制の問題点などを批判的に点検してみたいと思います。

（石村）了解しました。

（我妻）オーストラリアの9ケタの「TFN／タックス・ファイル・ナンバー」は、文字通り読みますと「納税者番号」ですが。

（石村）そうですね。ただ、利用目的は「税と税関連」、もう少し的確にいうと「税と社会保障目的」ですね。

（我妻）ということは、「限定番号」ということになりますね。

（石村）表面的には、利用目的は、わが国の個人番号（マイナンバー）と同じように見えますが、医療情報の管理などには使っていませんし、マイナンバーとは別物ともいえます。

（我妻）それから、オーストラリアのTFN／タックス・ファイル・ナンバーは、強制付番ではなく、任意申請、取得ですから、この点も、強制付

番のわが国とは違いますね。

(石村) アメリカとか、カナダなどと同じで、オーストラリアも番号の取得は、「任意」のかたちになっています。

(我妻) わが国でいう「通知カード」の面ではどうでしょうか？

(石村) アメリカの場合は、申請者あてに紙製の「通知カード」を郵送します。9ケタの番号と氏名だけが記載されています。カナダの場合は、以前はプラスチック製の番号カードを申請者へ送付していました。しかし、紛失した時に危ないということで、カードは廃止しました。現在は、郵便で書面通知です。オーストラリアの場合も、現在のカナダと同じで、書留郵便で書面通知です。

(我妻) オーストラリアは、IC仕様の番号カードを発行していないようですね。

(石村) 発行しておりません。やはり、個人の身元情報や番号が記載されたICカードは、悪用の危険があります。国民全員に公的な身分証明証を持たせるということは、国のセキュリティに資するようにも見えますが、逆に紛失・偽造・成りすましなどの面で大きな問題になるわけです。

(我妻) わが国の場合は、中央のお役人任せ、イケイケどんどんで、まったく「悪用」問題とかまともに論じられていませんからね。

(石村) まあ、問題が多発する前に強引にすすめるようとしているのだと思いますが。アメリカとかでも、国民登録証のようなICカードは発行されていません。やはり、「悪用」、「セキュリティ」問題がネックなのです。

(我妻) お役人は、国民全員に公定の「身分証明証」あるいは「国内パスポート」を所持させようと必死なようです。しかし、これは、これで、紛失の危険が高まるわけで、危ない政策なわけですね。

(石村) そうです。わが国は、人口が1億2,600万くらいですから・・・。

● 全員確定申告が原則の国

(我妻) わが国には、年末調整という仕組みがあります。オーストラリアには、年末調整はありませんね。

(石村) ありません。課税最適限以上の所得がある人はすべて確定申告を提出（final tax return lodgment）する必要があります。文書申告（paper lod-

gment）あるいは電子申告（electronic lodgment）どちらでも可能です。

(我妻) わが国では、年末調整に必要ということで、常勤の人は、勤務先に、本人のみならず扶養家族全員の個人番号（マイナンバー）を提出するように義務づけられますが。オーストラリアでは、どうなのでしょう？

(石村) オーストラリアには、年末調整はありませんので、給料等の支払を受ける被用者は、勤め先に家族全員の番号（TFN）を提出するような手続は必要ありません。

(我妻) 源泉所得税に天引き徴収がありますよね。

(石村) あります。ですから、被用者は、既定の「タックス・ファイル・ナンバー確認書（TFN declaration）」書式に必要事項を記載して、雇用主に提出しなければなりません。オーストラリアの場合、番号（TFN）を取得するかどうかは任意です。

(我妻) ということは、TFN確認書は、TFNを取得していることを雇用主と課税庁（ATO）に通知、届出する役割を担っているわけですか？

(石村) 仰せのとおりです。TFN確認書は、ATO提出用（原本／課税庁保存用）と支払者保存用（副本）からなります。

(我妻) 雇用主は、被用者の給料から源泉所得税を天引き徴収するところには、扶養家族が何人いるかとか、いわゆる人的控除（personal deductions）を織り込んだ別表を使っていないのですか？

(石村) オーストラリアでは、従来あった所得税法上の各種の人的控除（tax rebates【アメリカ英語でいうpersonal deductions】）を廃止して、直接給付（direct expenditures）、つまり各種社会保障給付（social security payments）に移行しています。このことから、雇用開始、さらには確定申告にあたり、子どもなど扶養家族のTFN／タックス・ファイル・ナンバーの提出／記載を求めているわけですが。人的控除としては、唯一、扶養配偶者に対する控除（dependent spouse tax offset）があります。ただ、この控除については、確定申告のときに一括して差し引くことになるので、源泉所得税の別表には反映されていません。ですから、雇用開始時などに、雇用主は、扶養配偶者のTFN／タックス・ファイル・ナンバーの提出／記載を求めることはないわけです。

(我妻) ということは、源泉表は、非常に簡素化

されているわけですね。

(石村) 仰せのとおりです。例えば、支払給与に関する源泉徴収表について言えば、各週払用 (weekly)、2週払用 (fortnight)、月払用 (monthly) などの源泉徴収表 (tax table) があります。

(我妻) わが国の番号制では、年末調整 (年調) に必要だということで、扶養控除等申告書実務を通じて、民間企業に1億を超える個人番号が実質的に垂流しされるに等しいわけです。早急に何とかしないといけないと思います。扶養家族の数によっても源泉税額が違ってきますから……。

(石村) 年調という企業に賦役を課す実務に伴う構造的な欠陥です。年調を廃止して、全員確定申告とするのも一案ですね。

● 豪州は番号の取得、提示は任意

(我妻) オーストラリアの場合、番号 (TFN) の取得、提示は任意ということは、被用者は、雇用主に番号を出さなくとも、給料の支払は受けられるわけですね。

(石村) 仰せのとおりです。ただ、居住者である被用者／受給者が自己のTFNの提供をしない場合、雇用主／支払者は、申告所得税の最高税率＋社会保険料 (Medicare levy) [2014－5年期は、49%] に相当する額を源泉徴収するように求められます。

(我妻) ということは、支払時に49%で天引き徴収を受ければ、番号 (TFN) の提示／提供はしなくともいいわけですね。

(石村) 仰せのとおりです。ブラックな企業などで働かざるを得ない人にとっては、自分の番号

(TFN) を守れるわけですね。最終的には、確定申告で払い過ぎた税額を調整、場合によっては還付を求めることができますから。

(我妻) わが国では、罰則はないけれども、被用者は勤め先に必ず番号 (マイナンバー) を提示するように税法で義務づけていますが……。潰れそうな企業で働かざるを得ない人たちの番号を保護する措置が講じられていませんね。しっかりとした準備をしないで、国の政策に従って一律に番号の提示を求める国税庁の脳天気なやり方は解せませんね。

(石村) フリーライターや講演で飯を食っている人たちからも、得体の知れないところへ自分の番号を提示することを強要されることになるのでは

ないかと危惧する声が聴かれます。

(我妻) そうですね。誰か有名人の番号 (マイナンバー) を入手する目的で、講演会をでっち上げ、その人の番号を搾取する……。搾取した番号をネット空間に公開するといった犯罪も想定されますね。

(石村) ともかく、わが国の番号実施計画は、きめが粗くて、それでいて、拡大利用ばかりが取りざたされています。

(我妻) このまま、番号の拡大利用計画をすすめて行くと、アメリカや韓国のように、番号の悪用、なりすまし犯罪者がカッポする社会へまっしぐらのような気がします。

● 求められる事業者番号の創設

(我妻) オーストラリアの場合、事業者は、TFN／タックス・ファイル・ナンバーとは別途に、事業者番号 (ABN=Australian Business Number) 制度を導入していますね。

(石村) ですから、オーストラリアの場合、受給者である被用者などに交付する「支払調書 (PAY G payment summary)」に、支払者は自分のTFN／タックス・ファイル・ナンバーではなく、事業者番号 (ABN) を記載します。支払者が個人事業者である場合、安全・安心です。

(我妻) わが国とは異なり、支払調書に、その個人事業者のTFN／タックス・ファイル・ナンバーは記載しないわけですね。

(石村) そうです。ちなみに、家事などに有給のお手伝いさんを雇用している場合などには、雇用主の申請に基づき課税庁 (ATO) が交付した源泉税支払者番号 (withholding payer number) を記載することになっています。

(我妻) わが国でも早急に、事業者番号を創設する必要がありますね。

(石村) 中央の役人は、事業者のプライバシーとかどうでもいい、という対応です。納税者である事業者のプライバシーには配慮しようとし、本当に困った連中です。

● TFNの「民間の自由な利用」は厳禁

(我妻) わが国では、お役人がIT業界と結託して、個人番号 (マイナンバー) の拡大利用、民間の自由な利用に向けて、機会を狙っています

が・・・。

（石村）オーストラリアでは、民間の自由な利用の方向へは向かっていません。あくまでも「税と税関連」に限定して使う政策を堅持しています。まあ、社員証や学生証番号としての利用、クレジット（与信）その他民間の自由な利用をゆるすと、アメリカのように成りすまし犯罪を誘発するなど、手に負えなくなることが分かっているからでしょう。

（我妻）今回オーストラリアを訪問し、国税庁（ATO）と連邦人間サービス省（DHS）が、国民の税と社会保障など政府サービスのかかる個人情報の一元管理の仕組みである「マイガブ（my Gov）」プログラムを推進していることがわかりましたが。このプログラムでは、各種政府サービスのかかる「個人口座」へのアクセスには、TFN／タックス・ファイル・ナンバーは使っていないですね。

（石村）仰せのとおりです。もともと、こうした連邦の「ワンストップ・サービス」プログラムには、賛否が分かれています。ただ、我妻事務局長も指摘したように、アクセスには、①Eメールアドレス（可能ならば、+携帯電話番号）、②パスワード+3つのQ&A、③氏名+生年月日から組成される「符号」を使って、各種給付行政プログラムをリンケージする仕組みです。

（我妻）わが国の見えるマイナンバーとはグローバルに見ると、どんな評価ができるのか大きな疑問符がついていますね。

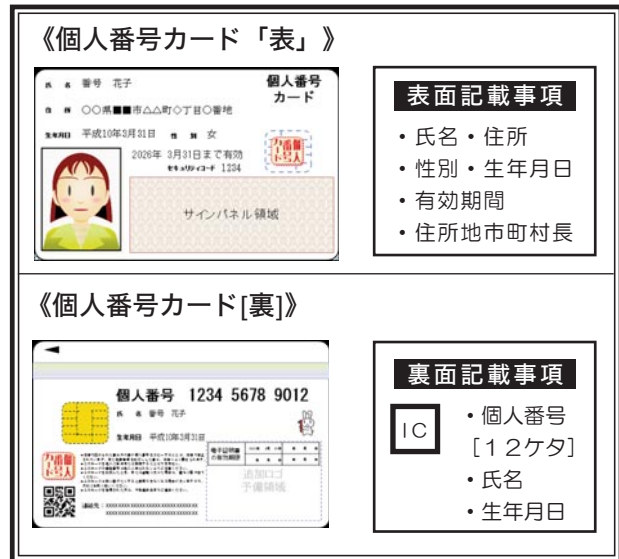
（我妻）確か、オーストラリアの「マイガブ」プログラムでは、連邦のプログラム参加各機関間での情報連携／データ照合には、マイガブアカウント名から組成され、暗号化された符号が使われていますね。

● マイナンバーは「百害あって一利なし」

（石村）わが国のような「個人番号（マイナンバー）」をもとに組成された符号を使って情報連携を行うような仕組みではありませんね。

（我妻）マイナンバーを巡るバカ騒ぎ、問題だらけのアメリカの制度をパクンした民主党の「マイナンバーを導入し、国税庁と社会保険庁を一体化して歳入庁をつくる」構想とか、結局この構想は霧散してしまいましたが、何か滑稽に見えてきますね。

（石村）縦割り行政の一部を統合してみても、実



現できる「効率性」など限定的なわけです。税や各種社会給付プログラムで、分野別／個別の番号を使い、それらを暗号化された符号で、データ照合、リンケージすることで、データセキュリティは確保できるわけです。「ワンストップ」サービスに危ないマスターキー方式のマイナンバーを使うなど「百害あって一利なし」です。アメリカをまねた歳入庁構想など、「ワンクリックでゴミ箱行きにした方がよい」と思います。

（我妻）パスワードを頻繁に変えるように求められる時代にあって、生涯不変のマスターキー方式のマイナンバーを使うように強要する政策など、時代錯誤ですね。番号が要するというのなら、分野別番号を複数使って、データ照合、データ連携は、暗号化された符号を使えばいいわけですね。石村代表、今回は、オーストラリアの番号制から見たわが国の個人番号（マイナンバー）制の問題点について、有益な指摘をいただき、ありがとうございました。

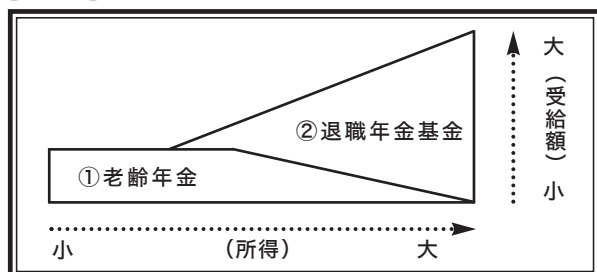
オーストラリアの二階建ての年金制度

石村 耕治 (PIJ 代表)

はじめに

オーストラリアの年金制度は、いわゆる「二階建て」である。つまり、①税を財源とする「老齢年金 (age pension)」と②雇用主の強制拠出と被用者／従業者や受益業者などの任意拠出による「退職年金基金 (Superannuation／スーパーアニュエーション／通称「スーパー」)」からなる。オーストラリアにおいては、とりわけ「スーパー関連業務」は、ファイナンシャルプランニング、スーパー税務などの面で、大規模な民間の税務専門職の重要な職域となっている。

【図表1】オーストラリアの年金制度



I 老齢年金 (Age pension)

「老齢年金」は税方式で、全額税金で賄われる。受給開始年齢は、現在65歳から。受給要件は、オーストラリアの国籍、市民権を得てから10年居住していること。

受給額は、6ヵ月毎に物価に連動。2015年9月～16年3月期、満額支給の場合、単身では年22,542ドル（1A\$＝90円換算で、202万円超）、夫婦では年33,982ドル（305万円程度）。ただし、資力基準（収入＋資産基準）に基づき一定額まで減額。

オーストラリアでは、税方式の老年金制度により、わが国の未納や低年金問題は発生しない構造になっている。

II 退職年金基金 (Superannuation／スーパーアニュエーション／通称「スーパー」)

スーパーは、全額積立方式の退職年金制度。被用者／従業者の生涯就労期間にわたり、事業主／雇用主から各人のスーパー口座に拠出された額から税金と手数料を差し引いた額を退職年金目的で投資するファンドである。従来は、労使間協定などで任意の制度として運営されてきたが、1993年から法律上の義務を伴う制度となった。

また、以前、被用者／従業者が加入するスーパーは労使間交渉で決定されていた。しかし、現在は、公務員などを除き、加入者が自己責任でかなり自由に選択できる。性格的には、比較的安全な「確定給付型」、ハイリスク／ハイリターンな「確定拠出型」、中間的な「混合型」がある。

各人のスーパーは、一種の生涯貯蓄口座のようなもので、①事業主／雇用主の強制拠出（積立）＋②被用者／従業者の任意拠出（積立）などとその投資果実からなる。

受給開始年齢 (preservation age) は、生年月日により異なる。1960年7月1日以前生まれの場合は原則55歳（1964年7月1日以後生まれの場合は原則60歳）に達しかつ退職したとき、または退職していなくとも65歳である（病気等と特段の事由がある場合には、早期受給開始も可能）。

したがって、1960年7月1日以前に生まれた人は、55歳で早期退職し、スーパー（退職年金）を受給して暮らすことも可能である。

スーパーは、「一括受給（積立投資額全額引出／super lump sum）」も可能である。年単位、月単位での「継続的なスーパー受給 (super income streams)」が一般的である。また、双方の組み合わせ受給もできる。

スーパーは、自己のスーパー口座に残高がなくなると停止する。また、死亡によっても停止す

る。ただし、この場合、生存配偶者その他相続人などが残高を引き継ぐことができる。

1 スーパーファンドの準拠法

スーパーファンドの準拠法は、次のとおりである。

【図表2】スーパーファンドの準拠法

基礎法：コンプライアンス・ルール、受託者、投資、ファンド口座、管理等 ・1993年スーパーアニュエーション（監督）法〔SIS=Superannuation Industry (Supervision) Act 1993〕 ・2002年金融サービス改正法〔FSR=Financial Services Reform Act 2002〕
事業主／雇用主の強制拠出（積立）に関する準拠法 ・1992年スーパーアニュエーション・ギャランティ（管理）法〔Superannuation Guarantee (Administration) Act 1992〕である。
スーパーファンドに関する苦情処理に関する準拠法 ・1993年スーパーアニュエーション（苦情処理）法〔Superannuation (Resolution of Complaints) Act 1993〕

2 スーパーファンドの規制機関

スーパーファンドの規制機関は、一覧にすると、次のとおりである。

【図表3】スーパーファンドの規制機関

連邦信用規制局（APRA=Australian Prudential Regulation Authority）
スーパーファンドの受託者が慎重な行動をとっているかどうかを監督し、かつ、ファンド口座がSIS法を遵守して運用されているかどうかを審査する。
連邦証券投資委員会（ASIC=Australian Securities and Investment Commission）
スーパーファンドが、その加入者に対する適切な情報提供の義務を果たしているかどうか、金融サービス改正法（FSR）を遵守しているかどうか金融サービス面での消費者保護にあたる。
国税庁（ATO=Australian Taxation Office）
自己管理型スーパーファンド（self-managed superannuation fund）を所管する。また、すべてのオーストラリア人のスーパー貯蓄から税金を徴収する。
スーパーアニュエーション苦情審判所（SCT=Superannuation Complaints Tribunal）
スーパーファンドとその加入者との間で生じた紛争を、交渉、和解により処理にあたること。

3 スーパーファンドへの拠出（積立）

（1）事業主／雇用主の強制拠出（積立）

給与を支払う被用者／従業者が、フルタイム・パートタイム、ワークホリディ労働者であるかなどを問わない。また、自営業者や無職者も任意拠出〔積立〕ができる。雇用主は、支払給与（手当・歩合給・賞与などを含む。）の9.5%相当額を被用者のスーパー口座に拠出（super guarantee contribution）するように義務づけられる。拠出した全額を費用／損金計上が可能。ただし、月450ドル以下の給与の被用者、18歳未満で終了時間が週30時間未満の被用者、70歳超の被用者について、さらには一定以上の年収を超える被用者への支払額にかかる雇用主の拠出義務は免除される。

（2）被用者／従業者の任意拠出（積立）

上記①について、被用者／従業者は、給与からの一切の本人負担はない。しかし、被用者／従業者は、自分のスーパー口座に任意でもっと拠出したいと思う場合には、法定限度額まで給与から差し引くかたちで積み立てることができる。2005年7月以降、被用者／従業者は、原則として拠出先となるスーパーを自分で選択することができることになった。

3 スーパーファンドへの拠出（積立）

（1）事業主／雇用主の強制拠出（積立）

給与を支払う被用者／従業者が、フルタイム・パートタイム、ワークホリディ労働者であるかなどを問わない。また、自営業者や無職者も任意拠出〔積立〕ができる。雇用主は、支払給与（手当・歩合給・賞与などを含む。）の9.5%相当額を被用者のスーパー口座に拠出（super guarantee contribution）するように義務づけられる。拠出した全額を費用／損金計上が可能。ただし、月450ドル以下の給与の被用者、18歳未満で終了時間が週30時間未満の被用者、70歳超の被用者について、さらには一定以上の年収を超える被用者への支払額にかかる雇用主の拠出義務は免除される。

（2）被用者／従業者の任意拠出（積立）

上記①について、被用者／従業者は、給与から

の一切の本人負担はない。しかし、被用者／従業員は、自分のスーパー口座に任意でもっと拠出したいと思う場合には、法定限度額まで給与から差し引くかたちで積み立てることができる。2005年7月以降、被用者／従業員は、原則として拠出先となるスーパーを自分で選択することができることになった。

【図表4】主なオーストラリアのスーパー・ファンド（退職年金基金）の類型

企業がスポンサーのスーパーファンド	
①産業ファンド（Industry funds）	経営者連盟、労働組合が組成したスーパーファンド
②各種企業ファンド（Corporate funds/Employer stand-alone funds）	雇用主または雇用主グループが、その従業員のために組成したスーパーファンド
③公務員ファンド（Public sector employees funds）	連邦・州・準州の公務員のために政府が組成したスーパーファンド
④ホールセールファンド（Wholesale funds）	雇用主グループのために金融機関が運営するスーパーファンド
個人ベースのスーパーファンド	
⑤リテールファンド（Retail funds）	個人向けに金融機関が運営するスーパーファンド
⑥自己管理型スーパーファンド（SMSFs = Self-managed super funds）	小規模（4人以下）の個人向けに組成されたスーパーファンドで、ATOが所管するもの。一般に、ファンドの受託者は、その加入者。オーストラリアのスーパーファンド業界で最大の市場占有率。ファイナンシャルプランナーや税理士などの税務実務家は、この分野（SMSF）の組成、投資戦略、税務などに関わっており、大きな収入源の一つとなっている。
⑦小規模apraスーパーファンド（SAFS = Small APRA funds）	小規模（4人以下）の個人向けに組成されたスーパーファンドで、APRAが所管するもの。ファンドの受託者は、その加入者ではなく、登録受託者（approved trustee）

4 スーパー拠出に対する政府補助制度

連邦政府は、低所得者向けと低・中所得者向けの2つのスーパー拠出に対する補助制度を置いている。その概要は、以下のとおりである。

【図表5】スーパー拠出政府補助制度

低所得向けスーパー補助拠出（LISC = Low income super contributions）制度		
低所得向けスーパー補助拠出（LISC）は、税引前所得からスーパーに拠出した場合の政府補助制度である。年間所得が37,000ドルを超えない人たちが対象。補助額は、被用者／従業員または雇用主が拠出する税引前所得からの拠出額の15%相当額まで。ただし、制限（cap）があり、最大500ドル、最少10ドルである。この補助金は、連邦政府から当該加入者のスーパーへ直接支払われる。【LISCの廃止法案が連邦議会に上程されており、今後の動きは定かでない。】		
スーパー協調拠出（Super co-contributions）制度		
スーパー協調拠出（Super co-contributions）制度は、税引後所得からの個人拠出にかかる政府補助制度であり、低・中所得者向けのものである。補助額は、スーパーに個人拠出した額と拠出した年度の補助率を基に算定される。年間所得が50,454ドル以下、当該課税年の終了時において71歳以下の人たちが対象。所得税の確定申告書の提出が求められる。対象者は、自己の年間所得額のうちの10%以上を事業所得または給与所得から稼得していなければならない。2015-16課税年における補助額は、個人拠出した金額の50%までである。以下のように、所得額に応じて消失していく仕組みである。		
●本人の所得に応じた政府補助（スーパー協調拠出）額の推移		
本人の総所得金額	本人の拠出額	政府補助（協調拠出）額
35,454ドル以下	1,000ドル	500ドル
40,000ドル以下	696ドル	348ドル
42,500ドル以下	530ドル	265ドル
45,000ドル以下	364ドル	182ドル
47,500ドル以下	198ドル	99ドル
50,454ドル以上	0	0
ちなみに、この補助額は、本人が所得税の確定申告後に課税庁（ATO）が算定し、連邦政府から当該加入者のスーパーへ直接支払われる。		

5 スーパーファンドと所得課税

スーパーと所得課税については、各人のスーパー口座の開設にあたり、最初の手続としてスーパーファンドへのTFN／タックス・ファイル・ナンバーの提出が求められる。

次に、課税関係については、大きく、スーパーへの「拠出段階での課税」と「受給／引出段階での課税」に分けて考える必要がある。

拠出方法については、「税引前所得からの拠出（Before-tax super contributions/Concessional super contributions/ salary sacrificed super contribution）」と「税引後所得からの個人拠出（After-tax super contributions/non-concessional contributions）」が認められている。

【図表6】スーパーへの拠出限度額と課税取扱ルール

加入者の年齢	税引前所得からの拠出額上限	税引後所得からの拠出額上限
50歳未満	30,000ドル (15%で課税)	180,000ドル
50歳以上	35,000ドル (15%で課税)	180,000ドル

税引前所得からの拠出とは、給与所得者の場合は、事業主／雇用主の強制拠出（SG=super guarantee）＋被用者／従業員の任意拠出〔積立〕からなる。また、事業所得者の場合は、経費控除の対象となる拠出をさす。これらの拠出には一律15%で課税される。（ただし、15%税率課税が受けられる拠出額には上限（cap）がある（2015年6月30日現在で50歳未満は、30,000ドルまで、50歳以上では35,000ドル）。なお、限度超過拠出額には通常の超過累進税率（所得金額18,200ドル超～37,000ドル以下には19%、37,000ドル超～80,000ドル以下には32.5%＋社会保険料2%）で課税される。

実例で示すと、会社員のAが加入するスーパーファンドBの自己の口座に10,000ドルを、給与天引きのかたちで拠出したとする。この場合、Bは、10,000ドルに対して15%の税率で課税し、税引き後の8,500ドルの資産について最初の1年間で10%の運用益（850ドル）があったとすると、その運用益にも15%（127.5ドル）の課税をすることになる。結果として、1年後のAの資産残高は9,223ドルになる。

一方、「税引後所得からの個人拠出」とは、具体的には手取給与からの掛金支払、個人貯蓄から

の拠出、配偶者による掛金支払などを指し、限度額までは課税されない。現行の限度額は、年180,000ドルで、（ただし、加入者が65歳未満であるときには、限度枠は2年間繰越ができることから、場合によっては3年間分で540,000ドルまでは課税されない。）超過限度額には45%＋社会保険料2%で課税される。

次に、スーパーから受給した額に対する課税は、複雑である。各人の受給開始年齢や「一括受給（積立投資額全額引出／super lump sum）」か、年単位、月単位での「継続的なスーパー受給（super income streams）」が、さらには、双方の組み合わせ受給なにかにより著しく異なる。また、受給開始年齢に達した者が、就労を継続しながら、スーパーから一部を引き出す選択も可能である。

一般に、継続的なスーパー受給（年金所得受給（pension income streams）と呼ばれる）方法を選択すると、0%課税（0% tax rate）となる。また、スーパーを、60歳を超えてから受給した場合には、受給額は非課税（tax free）となる。

【参考資料】

- Kim Meikle, Superannuation (2015, Crowe Harwath, Townsville, Australia)
- ATO, Super contribution limits (July 2015).
- ATO, Withdrawing your super and paying tax (as of 30 July 2015)

編集及び発行人

プライバシー・インターナショナル・ジャパン (PIJ)

東京都豊島区西池袋3-25-15 IBビル10F 〒171-0021

Tel/Fax 03-3985-4590

編集・発行人 中村克己

Published by

Privacy International Japan (PIJ)

IB Bldg. 10F, 3-25-15 Nishi-ikebukuro

Toshima-ku, Tokyo, 171-0021, Japan

President Koji ISHIMURA

Tel/Fax +81-3-3985-4590

<http://www.pij-web.net>

2015.10.30 発行 CNNニュースNo.83

入会のご案内

季刊・CNNニュースは、PIJの会員（年間費1万円）の方だけに送らせています。入会はPIJの口座にお振込み下さい。

郵便振込口座番号

00140-4-169829

ピー・アイ・ジェー (PIJ)

NetWorkのつぶやき

・豪州の「TFN＝納税者番号制」を視察してきた。番号カードなし。利用目的は「税と社会保障分野」に限定。しかも、各人のワンストップサービス口座へのアクセスにはTFNは使わず、「暗証番号＋氏名＋生年月日＋アドレス（携帯番号）」・・・。「わが国は何をやろうとしているのか？」大きな疑問符が

(N)